

## Japanese Intensive Care Research Group (JICRG)・学会主導共同研究推進会議規則

第1条 日本集中治療医学会は学会主導の多施設共同研究、国際連携による共同研究等の研究活動を企画・推進・支援を行うことを目的として、Japanese Intensive Care Research Group (JICRG)・学会主導共同研究推進会議(以下、JICRG)を設置する。

### (業務)

第2条 JICRGは国内・国外学会および関連団体から提案された共同研究、日本集中治療医学会の各委員会から発案のあった臨床研究について、以下の事項に関して審議を行う。

- (1)研究の目的、方法、体制(申請者の立場)、データ管理
- (2)研究に関する利益相反
- (3)研究に関する倫理審査
- 2) 研究に際し学会負担費用が生じる場合は、妥当性を評価し、理事会に審議を依頼する。
- 3) 研究成果の発表に際して、必要に応じその評価を行い、理事会に報告する。
- 4) 日本集中治療医学会主導の共同研究の発案と推進を行う。

### (組織)

第3条 JICRGは、理事会直轄の組織とし、以下のように定めて運営する。

- 2) 議長は、評議員の中から理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3) 委員は、正会員から理事会の議を経て選出する。
- 4) 構成員は議長、委員を入れて約10名とする。
- 5) 担当理事1名を理事長が指名する。
- 6) JICRGは構成員の過半数以上の出席をもって成立する(委任状は出席とみなさない)。
- 7) JICRGは、併任委員会数制限の対象とはならない。

### (任期)

第4条 任期は1年とし、連続6年を越えないものとする。

### (補則)

第5条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第6条 この規則はJIRGおよび理事会の議を経て変更することができる。

付 則 この規則は2020年8月21日から施行する。

## Japanese Intensive Care Research Group (JICRG)・学会主導共同研究推進会議施行細則

第1条 対象となる研究と具体的な支援を次に定める。

- 2) 国内・国外学会および関連団体から提案された共同研究に対して、研究協力施設（学会認定施設）の募集を行うとともに、必要に応じてプロトコール作成や研究倫理申請の支援を行う。
- 3) 本学会の各種委員会が提案する臨床研究に対して、プロトコール作成や研究協力施設(学会認定施設)の募集を支援する。
- 4) 日本集中治療医学会の学会主導研究としての臨床研究において、発案と推進、プロトコール作成や研究協力施設(学会認定施設)の募集を支援する。

第2条 研究成果の帰属を次に定める。

- 2) 国内・国外学会および関連団体から提案された共同研究の成果は、各学会または提案・実行したグループに帰属する。
- 3) 本学会の各種委員会が提案した臨床研究の成果は、日本集中治療医学会各種委員会または提案・実行したグループに帰属する。
- 4) 日本集中治療医学会の学会主導研究としての臨床研究の成果は、日本集中治療医学会または提案・実行したグループに帰属する。

第3条 JICRG メンバーは利益相反指針を遵守し、中立性と透明性を担保する。

- 2) JICRG の審議内容に疑義が生じた場合には、本学会監事を議長とし、本学会外部の有識者委員若干名を加えた数名からなる監査委員会を設置して疑義に関して審議し、その結果を理事会に報告する。理事会は必要に応じてその内容を公開する。

第4条 この細則は本会議、理事会の議を経て変更することができる。

付 則 この施行細則は2020年8月21日から施行する。